

告示

埼玉県告示第二百六十二号

行政区域の境界に係る道路の管理について、道路法（昭和二十七年法律第百八十八号）第十九条第一項の規定により東京都知事と協議して次のとおり定めただので、同条第五項の規定により公示する。

その関係図書は、令和七年四月一日から三十日間、埼玉県県土整備部道路環境課において一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 路線名、位置、種別、管理区間及び管理者

路線名	位置	種別	管理区間	管理者
さいたま東村山線	東京都清瀬市上清戸一丁目 東京都清瀬市松山一丁目	道路	位置の欄に掲げる位置内延長	東京都

二 管理の内容

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第五条各号に掲げるもの、新設、改築（橋りょうの架替えを含む。）、区域変更行為及び供用開始行為（公示行為を含む。）以外の管理

三 施行年月日

令和七年四月一日